

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置に関する技術
（２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）

（P 1 / 2）

外為令別表の１０の項（１）

（省令第２２条第１項第一号、第二号、第三号、第四号）

提 供 役 務 名：

作成者又は提供者：

パラメータシート
様式：９Ｔ－１
（役務）

CISTEC 2012.10.01
（平成24年8月1日施行政省令等対応）

質 問 事 項	回	答	備 考
1 （外為令別表の１０の項（１）／ 省令第２２条第１項関係） 一 省令第９条第一号に該当する音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品及び省令第９条第二号に該当する船舶用対地速力の測定装置の設計に必要な技術か？（プログラムを除く。） [パラメータシート様式９－１、９－２参照] 二 省令第９条第一号イ（二）、（六）若しくはロ（三）に該当する音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品の製造に必要な技術か？（プログラムを除く。） 三 省令第９条第一号に該当する音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品及び省令第９条第二号に該当する船舶用対地速力の測定装置（前号に該当するものを除く。）の製造に必要な技術か？（プログラムを除く。） [パラメータシート様式９－１、９－２参照] 四 第９条第一号イ（六）に該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラム又はそのプログラムの設計に必要な技術か？（プログラムを除く。）	☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ ↓ ☐ いいえ	☐ はい 該当品目 [該当省令番号等] ↓ ☐ はい 該当品目 [該当省令番号等] ↓ ☐ はい 該当品目 [該当省令番号等] ☐ はい	「付表技術」 「付表技術」
判 定 結 果	☐ 非該当	☐ 該 当	
該 当 項 番 [（ ）内に該当番号を記入する]	① 外為令別表の１０の項（１） ② 省令第２２条第１項第（ ）号 同条同項 第（ ）号		

音波（超音波を含む。）を利用した水中探知装置に関する技術
（２及び１５の項の中欄に掲げるものを除く。）

（P 2 / 2）

外為令別表の１０の項（１）

（省令第２２条第１項第一号、第二号、第三号）

提 供 役 務 名：

パラメータシート

様式：９Ｔ－１

（役務）

作成者又は提供者：

CISTEC 2012.08.01

（平成24年8月1日施行政省令等対応）

注１．パラメータシートには、資料（カタログ、仕様書等）を添付し、判定の根拠を明示すること。

注２．回答欄右側の下線付の回答に一つもチェックされない場合は当該技術が標記に非該当であり、
回答欄右側の下線付の回答に一つでもチェックされた場合は該当と判定される。

注３．「付表技術」とは、「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」の付表に該当するものをいう。

検討の結果、以上のとおり相違ありません。

作成責任者：（作成年月日 年 月 日）

会 社 名

所属・役職

（フリガナ）

氏 名

印

電 話

（内線 ）